

## ⑤ Q & A (よくあるご質問と回答)

### \*\*\*\*\* 質 問 一 覧 \*\*\*\*\*

- 木工事着工とは？
- 木工事完了とは？
- 補助金の対象となる住宅等とは？
- 県外に住んでいるが補助金を利用できるか？
- 補助金の申込件数が予定数を超えた場合はどうなるのか？
- 新築する住宅が共有名義のとき、申請者は連名にするのか？
- さいたま県産木材を使うには、どうしたらいいか？
- 「さいたま県産木材販売伝票」とは？
- 「さいたま県産木材認証シール」とは？
- さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。さいたま県産木材認証事業体かどうかを知りたい。
- 彩の木補助事業の利用実績がある工務店を知りたい。
- 申込書兼交付申請書を提出するタイミングは？木工事着工前でないと受け付けてもらえないのか？
- 住宅の新築で過去に彩の木補助事業を利用したが、同じ住宅のリフォームで再度補助金を利用できるか？
- 住宅を新築する。床材にはさいたま県産木材を使うがそれ以外には使う予定がなく、  
【新築、購入】の補助要件である「県産木材の使用割合が60%以上」を満たさない。  
【新築、購入】ではなく【内装木質化】で申込みできるか？
- 新築の場合、【新築、購入】と【内装木質化】とを併用することはできるか？
- 自らが施工する場合、補助金の対象になるか？
- 国や市町村が実施している補助金等との併用は可能か？
- 県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか？
- 平成29年度に補助金利用予定者として登録されたが、平成30年2月28日までに木工事が完了できず「辞退届」を提出した。今年度、再度申込みできるか？
- さいたま県産木材を3立方メートル以上使用して改築する。【増改築】として申込んだ補助金額より【内装木質化】として申込んだ補助金額の方が大きくなる時、【内装木質化】として申込んでいいか？
- 現地検査のために工事を中断する必要があるか？現地検査の内容は？

- 補助金利用予定者登録後、平成31年2月28日までに木工事が完了できなかったときはどうすればいいのか？
- 【内装木質化】の施工面積の計算方法（様式1-3及び様式3-1(2)）を知りたい。
- 補助金の加算について、詳しく知りたい。
- 補助金はいつ振り込まれるのか？

**Q 木工事着工とは？**

A 木を使った工事の着手を指します。

**Q 木工事完了とは？**

A 彩の木補助事業補助金の対象となる木（さいたま県産木材）を使った工事の完了を指します。

**Q 補助金の対象となる住宅等とは？**

A 自ら居住する住宅、個人又は法人で所有する貸家やアパート、事務所、店舗、法人で所有する社宅、福祉施設、保育所などが対象となります。また、物置、車庫、倉庫、作業場なども対象となります。対象となるか迷うときは、木材協会までお問い合わせください。

**Q 県外に住んでいるが補助金を利用できるか？**

A 補助対象要件を満たしていれば、県外在住でも補助金をご利用になれます。

**Q 補助金の申込件数が予定数を越えた場合はどうなるのか？**

A 申込書兼交付申請書は先着順で受け付け、埼玉県からの補助金の額（平成30年度は約4千万円）に達し次第終了します。補助金の額に達した日に複数件の申込みがあったときは、抽選により順位を決定し受け付けます。  
予定数を越えた後に申込みがあった場合は書類を返却させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

**Q 新築する住宅が共有名義のとき、申請者は連名にするのか？**

A 申請者を連名にさせていただいても、代表者を決めてどなたかお一人にさせていただいても、どちらも構いませんが、申請者と補助金振込先口座の名義人は一致させてください。  
連名とする場合は、連名とするすべての方の本人確認書類をご提出いただきます。補助金振込先口座については、どなたかお一人の口座をご指定ください。補助金を連名の方の口座に分けて振り込むことはできませんので、ご了承ください。

**Q さいたま県産木材を使うには、どうしたらいいか？**

A 「彩の木補助事業」を利用したいことや、さいたま県産木材を使用したいことなどを、設計段階から工務店・設計業者等と十分に打合せをしてください。  
「さいたま県産木材販売伝票」がさいたま県産木材を使用した証拠書類の一つとなり、この伝票の写しを木工事完了後提出していただくこととなります。この旨を、工務店・設計事業者等にあらかじめ伝えていただくことが重要です。

**Q 「さいたま県産木材販売伝票」とは？**

A さいたま県産木材認証制度※により認定された「さいたま県産木材認証事業者」が、納品先に対して、自らが扱った木材の産地及び流通履歴を証明し、発行するものです。

※「さいたま県産木材認証制度」は、県内で育ったスギ・ヒノキなどから製造される丸太や杭、製材品である「県産木材」の利用促進を図るため、県産木材であることを証明して、需要者に供給する制度です。



**Q 「さいたま県産木材認証シール」とは？**

- A さいたま県産木材であることが  
証明された木材に貼られるシールです。



**Q さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。さいたま県産木材認証事業者かどうかを知りたい。**

- A 埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。<http://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch>  
「木材事業所検索」で **県産木材** の事業者が、さいたま県産木材認証事業者です。  
また、「さいたま県産木材認証事業者一覧」も掲載しています。  
<http://www.mokkyo-saitama.jp/work/work03>

**Q 彩の木補助事業の利用実績がある工務店を知りたい。**

- A 埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。<http://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch>  
市町村別に検索できるようにしてありますので、参考にしてください。

**Q 申込書兼交付申請書を提出するタイミングは？木工事着工前でないと受け付けてもらえないのか？**

- A 平成29年9月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していて、平成31年2月28日までに木工事が完了するものであれば、どのタイミングでも申込みできます。既に完成し居住している住宅でも補助対象要件を満たしていれば対象となりますが、現地検査にご協力いただく必要がありますので、ご了承ください。

**Q 住宅の新築で過去に彩の木補助事業を利用したが、同じ住宅のリフォームで再度補助金を利用できるか？**

- A 彩の木補助事業（平成26年度は、埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業）補助金を過去に受けた住宅等は、重複して補助を受けることはできません。

**Q 住宅を新築する。床材にはさいたま県産木材を使うがそれ以外には使う予定がなく、【新築、購入】の補助要件である「県産木材の使用割合が60%以上」を満たさない。【新築、購入】ではなく【内装木質化】で申込みできるか？**

- A 新築の場合は、【新築、購入】でのお申込みとなります。【内装木質化】は、既存住宅等の内装木質化を対象としています。

**Q 新築の場合、【新築、購入】と【内装木質化】とを併用することはできるか？**

- A 【新築、購入】と【内装木質化】とを併用して申込みすることはできません。住宅等の新築は、【新築、購入】でお申込みください。【内装木質化】は既存の住宅等を対象としています。

**Q 自らが施工する場合、補助金の対象になるか？**

- A 住宅の増改築工事等を申請者自らが行う場合も、補助対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、この場合、工事請負契約書面を整えていないことが多く、契約締結日の確認ができません。したがって、提出書類、現地検査等で「平成29年9月1日以降に契約を締結」の要件を満たしているかどうかを総合的に判断させていただきます。

**Q 国や市町村が実施している補助金等との併用は可能か？**

- A 彩の木補助事業は、他の補助金との併用ができます。併用を考えていらっしゃる場合には、国や市町村等の補助金側（彩の木補助事業でないもう一方の補助事業）が併用可能か必ず確認してください。  
なお、彩の木補助事業は埼玉県の補助を受けて実施しているものです。

**Q 県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか？**

- A 新築する住宅が埼玉県内に所在しなければならないので、対象にはなりません。

**Q 平成29年度に補助金利用予定者として登録されたが、平成30年2月28日までに木工事が完了できず「辞退届」を提出した。今年度、再度申込みできるか？**

- A 今年度の補助対象要件を満たしているかご確認ください。特に、「平成29年9月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること」の要件にご注意ください。  
補助対象要件を満たしているときは、再度お申込みいただけます。

**Q さいたま県産木材を3立方メートル以上使用して改築する。【増改築】として申込んだ補助金額より【内装木質化】として申込んだ補助金額の方が大きくなる時、【内装木質化】として申込んでいいか？**

- A 【増改築】【内装木質化】どちらも補助要件を満たしているときは、どちらで申込みしても構いません。  
ただし、【内装木質化】として申込書兼交付申請書を提出した場合は、【内装木質化】として木工事完了報告書兼請求書の提出をしていただきます。手続き途中での変更は認められませんので、ご注意ください。  
また、【内装木質化】として補助金の交付を受けるためには、県産木材による施工面積が確認できる図面の添付が必要です。施工面積のわかる図面の添付ができないときには、【増改築】としてお申込みください。

**Q 現地検査のために工事を中断する必要があるか？現地検査の内容は？**

- A 現地検査は30分程度で終了します。現地検査の準備で、工事を数日間中断する等の必要はありません。現地検査は、提出された書類どおりに県産木材が使われているかを確認します。したがって、使用状況が目視できる段階で検査を受けられるよう、ご協力をお願いします。検査日程や工事の都合で目視による確認ができないときは、現地において工事写真による確認をさせていただきます。

**Q 補助金利用予定者登録後、平成31年2月28日までに木工事が完了できなかったときはどうすればいいのか？**

A 補助対象要件に該当しないため、補助金の交付を受けることができません。速やかに「辞退届（様式5）」を木材協会に提出してください。

なお、翌年度についてもこの事業を継続した場合は、翌年度の補助事業の対象となる可能性がありますので、内容をご確認ください。

**Q 【内装木質化】の施工面積の計算方法（様式1-3及び様式3-1（2））を知りたい。**

A 厚さが12ミリメートル以上ある県産木材を使っていて、かつ、表面が見えている面積を計算します。柱、間柱、巾木等で基準を超えるものは、面積として加算します。

なお、表面にクロスを貼る場合は、基準を超える木材を使っていても、表面が見えていないため面積に含めることはできません。

また、小径木の丸みを使い、壁材、天井材として使用した場合は、平均の厚さが12ミリメートル以上であれば対象となります。

**Q 補助金の加算について、詳しく知りたい。**

A 住宅等を新築（購入）される方が対象です。

次の①か②いずれかの要件を満たしたときは、補助金5万円が加算できます。ただし、補助金の限度額は、加算された金額を含めて34万円です。

①さいたま県産木材の無垢（※1）の役物（※2）で120ミリメートル以上の柱をあらわし（※3）で使用している部屋が1室以上ある

②さいたま県産木材の無垢の梁・桁をあらわしで使用している部屋が1室以上ある

※1 無垢とは：一本の原木から直接切り出したもの。化粧材として貼り付けたものは不可。

※2 役物（やくもの）とは：ここでは、一方無節又は一方上小節（小指の頭よりやや小さい節が、1面に4ヶ以内の等級）のものをいう。

※3 あらわしとは：柱や梁・桁など構造部分を露出させる仕上げ。

**Q 補助金はいつ振り込まれるのか？**

A 通常、交付決定及び確定通知書が申請者のお手元に届いてから1週間以内に、ご指定の口座に振り込みます。振込の通知はしませんので、ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。

